

令和6年度第3回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日時：令和6年10月16日（水）午前11時15分開会 午前11時25分閉会
場所：ときわ会館5階小ホール

1 開 会	西澤会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶 (司会)	西形会長挨拶。 本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
3 総会成立の報告 (議長)	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員21名中、石井委員、榎本委員が所用により、欠席との報告を受けておりますので、本日の出席委員は、19名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
4 議事録署名委員の 指名 (議長)	議事録署名人を指名いたします。議席番号11番「浅子幹夫委員」、議席番号12番「角谷史織委員」の2名を指名します。よろしくお願いいたします。
5 議 事 (議長) (事務局)	議案第5号「行政不服審査法第41条の規定に基づく審査請求に対する審理手続の終結について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 議案5号 行政不服審査法第41条の規定に基づく審査請求に対する審理手続の終結についてご説明いたします。 補足資料1をご覧ください。 おさらいとなりますが、起因として、桜区西堀の農地法第5条 駐車場への転用許可に対して、令和6年5月8日付で、行政不服審査法第19条に基づいて「審査請求書」が提出されました。 経過として、まず第1に、令和6年7月12日の定期総会を経て、審査請求人に対して令和6年7月19日付で弁明書を発送しました。併せて、反論がある場合、8月19日までに反論書を提出できる旨の通知を送付しました。 第2に、令和6年8月19日までに反論書が提出されなかったため、更に一定の期間（9月9日まで）を示して、反論書の提出を求めましたが、反論書の提出はありませんでした。 今現在も提出を受けておりません。 反論書の提出がないことから、審理の終結手続をおこなうことを検討しました。 審理手続の終結について（案）についてご説明いたします。 「上記経過で示したとおり、審査請求人に、審査庁が送付した弁明書に対して、反論がある場合には、所定の期間内に反論書を提出できる旨の通知を送付しましたが、所定の期限内に反論書は提出されませんでした。更に一定の期間を示して、反論書の提出を求めましたが、当該提出期間内に反論書が提出されなかったことから、審理手続を終結させ、併せて、審査請求人に対して、審理を終結した旨の通知をしたい。」と考えます。 今後の流れですが、今回の定期総会にて審理手続の終結をご審査いただいた

<p>6 閉 会</p>	<p>後に、本件の審査請求の事件の裁決書を送付するため、11月に運営委員会、定期総会を開催いただき、ご審議をいただくこととなります。</p> <p>補足資料2をご覧ください。</p> <p>参考として、行政不服審査法第41条を抜粋したものを添付しております。なお、議案書には、審査請求人と処分庁へ送付する通知文の案を載せておりません。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>(議長) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。</p> <p>それではお諮りします。</p> <p>議案第5号「行政不服審査法第41条の規定に基づく審査請求に対する審理手続の終結について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。</p> <p>総員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。</p> <p>その他として、事務局から何かありますか。</p> <p>(事務局) ありません。</p> <p>(議長) 委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。</p> <p>ここで、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>浅子会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
--------------	--